



増田 雅暢
まさだ まさのぶ

東京通信大学教授

「年収の壁」に関する考察

労働者の年収が一定の額を超えて税や社会保険料の負担が生じることは「年収の壁」と呼ばれる。

や社会保険料の徴収基準を反映したもので、これ自体が悪いというものは無い。世間的には誤解

に対して所得税がかかると、超えないよう収入を抑制する人がいる。「103万円の壁」

度の見直しにより150万円までは影響を受けない。

は前述のとおり修正されている。「130万円の壁」は、近年パート労働者の厚生年金適用が進められ、従業員100人以上の会社では年収106万円以上の人は厚生年金・健康保険の適用となり社会保険料が発生する。

次に「130万円の壁」だが、勤務先が100人以下の会社で年収が130万円以上になると夫の社会保険の被扶養者からはずれて、自ら社会保険料を負担しないといけな

「130万円の壁」から「106万円の壁」になった。「壁」とならないように新たに適用となる労働者の社会保険料負担を一定期間補助するという案があるようだが、これは一般の労働者との公平の原則に反する。実は社会保険加入のメリットはいろいろあるので、パート労働者は106万円にこだわらず、もっと収入を増やしていくことが解決法である。

「103万円の壁」や「130万円の壁」が有名だ。本年3月、岸田文雄総理が「壁の見直しに取り組む」と発言したことから、あらためて注目を集めている。

「壁」というから悪者のように聞こえるが、税

「103万円の壁」や「130万円の壁」が有名だが、これは一般に夫がパートの妻に係る。パートの給与収入が税制上の基礎控除額48万円に給与所得控除額55万円を加えた額の103万円を超えると、超えた額

を越えると手取りが減っていくと誤解する人が多いが、収入が1万円増えても所得税は500円増えるだけなので収入は増えていく。

また、夫の配偶者控除がなくなると誤解する人もいるが、配偶者控除制

い。そこで130万円を超えないように就業調整をする。

岸田総理はこうした「壁」の見直しをするというが、税や社会保険料の徴収基準の見直しにながるので意外と難しい。「103万円の壁」

解決法である。